

## 健康被害救済制度の運用改善等に関する検討会設置運営要領

令和元年9月26日  
要領第6号

## (設置)

第1条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う健康被害救済制度（以下「救済制度」という。）の対象となる健康被害の発生実態を把握し、薬害被害者の早期救済につながる救済制度の利用促進を図る検討を行うこと、並びに受給者のニーズ及び利用者から見た救済制度の運用上の課題を把握し、改善を図る検討を行うことを目的として、機構に救済制度の運用改善等に関する検討会（以下「検討会」という。）を置く。

## (委員)

第2条 検討会の委員は、救済制度に関する知識を有する学識経験者、医療関係者、薬害被害者、業界関係者等のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 検討会に、委員の互選による座長を置く。座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

## (検討会)

第3条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会は、必要に応じて委員以外の者を参考人として検討会に出席させることができる。
- 3 検討会は、原則として非公開とする。

## (秘密の保持)

第4条 検討会の委員及び検討会に出席した参考人は、その職務を通じて知り得た秘密を洩らし、又は自己若しくは他人の利益のために使用してはならない。

## (庶務)

第5条 検討会の庶務は、健康被害救済部企画管理課において処理する。

## (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会が定める。

## 附 則

この要領は、令和元年9月26日から施行する。